豊川市表彰条例施行規則

（昭和 46 年5月6日　規則第 19 号）

(趣旨)

第1条　この規則は、豊川市表彰条例(昭和 45 年豊川市条例第 11 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一般表彰の基準)

第2条　条例第3条の規定による一般表彰に該当するものと認められる基準は、おおむね別表のとおりとする。

(市政功労表彰に係る在職期間の計算)

第3条　条例第4条第1項各号に掲げる職のそれぞれの在職期間の計算は、就職した日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までとする。この場合において、1年未満の端数は切り捨てる。

2　前項の在職期間は、中断することがあってもその前後を通算する。

3　条例第4条第1項第2号及び第4号の職を同時に兼ねた場合における在職期間の計算については、第2号に規定する職の期間によって計算する。

4　同一人が条例第4条第1項各号に規定する2以上の職に在職した場合における当該各号に掲げる職の在職期間の計算については、当該各号に定める期間が同じときはそれぞれその在職期間を合算するものとし、その期間が異なるときはその期間の短い職の在職期間に、他の職の在職期間を、その短い期間との割合で換算して、これを合算する。

5　条例第4条第1項第2号又は第4号に規定する職(以下「公職」という。)に在職した者が、市制施行の日以後本市に合併した町(以下「合併町」という。)において、公職と同種の職に在職したことがある場合におけるその公職の在職期間の計算については、合併町における同種の職の在職期間を公職の在職期間とみなして、これを通算する。ただし、公職の在職期間が、その定められた期間の2分の1に満たない場合は、この限りでない。

(表彰の具申)

第4条　部長等は、その所管に属する事務に関し、表彰に該当すると認められるものがあるときは、推薦調書を作成し、毎年4月 30 日までに市長に具申するものとする。ただし、特別の事情があるときは、その都度これを行うものとする。

2　前項の推薦調書は、次の事項を具備しなければならない。

(1)　個人の場合

ア　氏名、職業及び生年月日

イ　現住所

ウ　表彰に該当すると認められる事項の詳細

エ　性質、品行及び信望の程度

オ　受賞の有無(既に受賞した者にあってはその種類)

カ　経歴の大要

キ　その他参考となる事項

(2)　法人又は団体の場合

ア　名称及び所在地

イ　代表者の職氏名

ウ　表彰に該当すると認められる事項の詳細

エ　事業の目的、設立年月日及び沿革

オ　受賞の有無(既に受賞した法人又は団体にあってはその種類)

カ　その他参考となる事項

(遺族の範囲及び順位)

第5条　条例第5条第3項に規定する遺族は、表彰を受けるべき者の死亡の当時その者と生計を一にしていた者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　配偶者(届出をしていないが、表彰を受けるべき者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2)　子

(3)　父母

(4)　兄弟姉妹

２　表彰を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位とする。
３　同順位の遺族が2人以上ある場合には、市長が定める者とする。

(市政功労者に対する礼遇)
第6条　条例第４条の規定により、表彰を受けた市政功労者(以下「功労者」という。)に対しては、市の行う式典において特に礼遇する。ただし、功労者が条例第４条第１項各号の職に在職している場合は、この限りでない。
２　功労者が死亡したときは、市長において弔詞及び弔慰金を贈り哀悼の意を表する。
３　前項の規定は、表彰を受けることが決定した者が、表彰日前に死亡した場合について準用する。

(功労者名簿の作成)
第7条　功労者の功績は、功労者名簿に記録し、永久に保存する。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 47 年7月１日規則第 16 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 48 年3月 31 日規則第6号)
１　この規則は、昭和 48 年4月１日から施行する。
２　この規則中、昭和 48 年に限り「20 年」とあるのは、「22 年」と読み替える。

附　則(昭和 53 年9月 30 日規則第 54 号)
この規則は、昭和 53 年 10 月１日から施行する。

附　則(昭和 56 年6月２日規則第 24 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 59 年4月 20 日規則第 15 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成5年2月 15 日規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成 11 年3月 31 日規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成 15 年3月 31 日規則第2号)
この規則は、平成 15 年4月１日から施行する。

附　則(平成 18 年1月 31 日規則第2号)
この規則は、平成 18 年2月１日から施行する。

附　則(平成 18 年 12 月 22 日規則第 170 号)
この規則は、平成 19 年4月１日から施行する。

附　則(平成 24 年3月１日規則第1号)
この規則は、平成 24 年3月１日から施行する。

附　則(令和4年4月１日規則第 17 号)
１　この規則は、令和4年4月１日から施行する。
２　この規則による改正後の豊川市表彰条例施行規則別表9の項の規定は、この規則の施行の日以後に寄附した者について適用し、同日前に寄附をした者については、なお従前の例による

別表(第2条関係)

一般表彰の表彰基準		
条例第3条各号の区分	功績事項	表彰基準
1	地方自治の進展に貢献し、その功績の顕著なもの	ア　市長として6年以上在職した者 イ　市議会議員として 10 年以上在職した者 ウ　副市長として 10 年以上在職した者 エ　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の5第1項又は第3項に規定する委員会の委員又は委員として 12 年以上在職した者 オ　地方自治法第 202 条の3に規定する附属機関の委員(他号表彰基準欄に掲げる者を除く。)として 15 年以上在職した者 カ　市の一般職の職員として 20 年以上在職し、他の模範となる者 キ　各種統計調査員として 15 年以上在職した者 ク　連区長、町内会長又は区長として 10 年以上在職した者 ケ　地方自治の進展に貢献し、特に功績のあったもの
2	教育、学術、技芸、体育その他文化の振興に貢献し、その功績の顕著なもの	ア　市立小・中学校の教職員として 20 年以上在職し、他の模範となる者 イ　市内の学校の教職員として 30 年以上在職し、他の模範となる者 ウ　市立小・中学校の校医又は薬剤師として 20 年以上在職した者 エ　教育、学術、技芸、体育、文化等の団体の長として15年以上又は正副役員として20年以上在職した者 オ　スポーツ推進委員として 15 年以上在職した者 カ　教育、学術、技芸、体育、文化等の振興に貢献し、特に功績のあったもの
3	産業の開発又は振興に貢献し、その功績の顕著なもの	ア　商工、観光、農林、畜産等の団体の長として 15 年以上又は正副役員として 20 年以上在職した者 イ　市内（合併町内を含む。以下同じ。）の同一事業所に30年以上勤務し、かつ、市内に10年以上住所を有する者で、他の模範となるもの ウ　卓越した技能をもってその分野の産業の発展に寄与し、特に功績のあったもの エ　産業の振興又は地域の開発に指導的役割を果たし、特に功績のあったもの
4	風教の善導、社会福祉、民生の安定等に尽すいし、その功績の顕著なもの	ア　民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員又は行政相談委員として15年以上在職した者 イ　社会福祉関係の団体の長として15年以上又は正副役員として 20 年以上在職した者

		ウ　市立保育園の園医として 20 年以上在職した者 エ　風教の善導、社会福祉、民生の安定等に尽すいし、特に功績のあったもの
５	公益事業に尽すいし、その功績の顕著なもの	公益的事業を推進し、又は継続して行い、特に功績のあったもの
６	保健衛生の向上に貢献し、その功績の顕著なもの	ア　保健衛生関係の団体の長として 15 年以上又は正副役員として 20 年以上在職した者 イ　保健衛生の向上に貢献し、特に功績のあったもの
７	交通の安全、治安の維持又は水火災の防護に貢献し、その功績の顕著なもの	ア　交通安全関係の団体の長として 15 年以上又は正副役員として 20 年以上在職した者 イ　交通安全指導隊員として 15 年以上在職した者 ウ　消防団又は水防団の分団長以上の職に 10 年以上在職した者 エ　消防団員又は水防団員として 15 年以上在職した者 オ　交通の安全、治安の維持又は水火災の防護に貢献し、特に功績のあったもの
８	運輸、交通又は通信の発達に貢献し、その功績の顕著なもの	運輸、交通又は通信の発達に貢献し、特に功績のあったもの
９	市の公益のため多額の寄附をし、その功績の顕著なもの	ア　50 万円以上の寄附をした個人（当該寄附について地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の７第２項に規定する返礼品等の提供を受けた者を除く。） イ　300 万円以上の寄附をした会社・団体
10	自己の危険を顧みず、人命の救助又は公共物の保護に当たり、その功績の顕著なもの	自己の危険を顧みず、人命の救助又は公共物の保護に当たり、特に功績のあったもの
11	市民活動等により市民の福利を増進し、その功績の顕著なもの	市民活動等により市民の福利を増進し、特に功績のあったもの
12	前各号に掲げるもののほか、市長が特に表彰を必要と認めるもの	市長が別に定める。

備考

１　この表における在職期間の計算は、第３条第１項及び第２項(１の項アからエまで及びカ並びに２の項アに掲げる者にあっては、第４項を含む。)の規定を準用する。

２　この表に掲げる職に在職した者が、合併町において、それぞれこれらと同種の職に在職したことがある場合におけるその職の在職期間の計算については、合併町におけるその同種の職の在職期間をその職の在職期間とみなして、これを通算する。